第七十六条の二第二項	電磁的記録
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付
第百八条第一項	電子呼出状
	記録しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合
第百十八条第二項	記録させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）
	の電子呼出状
	第二項、第四項及び第五項
	記録すべき
第百四十二条	裁判所書記官は、法
第百四十六条第一項	画像情報を
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）
	電子調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで
	の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の
	調書
	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
	呼出状
	記載し、尋問事項書を添付しなければ
	への添付
	記載させなければ
	前節及び特定和解関係事件手続規則第一条の八
	特定和解関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百八条第一項
	の呼出状
	第二項及び第五項並びに同規則第一条の八第一項及び第二項
	記載すべき
	法
	原本、謄本又は抄本は、
	特定和解関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第一条の十
	調書について
	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	及び特定和解関係事件手続規則第一条の十の規定
	当該電磁的記録